

変更前	変更後
<p>第4条 航空券</p> <p>C) 有効航空便</p> <p>1. 旅客が、次のいずれかの事由により、座席が予約された航空便により旅行できない場合には、当社規則に別段の定めのある場合を除き、当社は、運賃の追加收受なしに、当該旅客の航空券を、同じ到達地まで空席のある最初の当社航空便について有効な航空券として扱います。</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 当社が、旅客の座席予約のある航空便の運航を取り消した場合。 (b) 当社が、<u>正当な理由なく航空便をスケジュールどおりに運航することができなかった場合。</u> (c) 当社が、航空便を旅客の出発地、到達地又は途中降機地に運航しなかった場合。 (d) 当社が、旅客の当社便への乗継をできなくした場合。 (e) 当社が、予約された便の座席を提供できなかった場合。 <p>2. 旅客が、旅行開始後の病気(ただし、妊娠を除きます。)のため座席が予約された航空便により旅行できない場合には、当社は、当該旅客の航空券を、次のいずれかの航空便について有効な航空券として扱うことがあります(ただし、当該航空便について有効な航空券として扱うことが、旅客の支払った運賃に適用になる当社規則で禁止されていないことを条件とします。)</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 当社規則に別段の定めのある場合を除き、正当な診断書に記載された旅行再開可能日以降空席のある同じ到達地までの最初の当社航空便。 (b) 又は空席のある最初の当社航空便の運航日から7日以内に運航されるいずれかの同じ到達地までの当社航空便。 	<p>第4条 航空券</p> <p>C) 有効航空便</p> <p>1. 旅客が、次のいずれかの事由により、座席が予約された航空便により旅行できない場合には、当社規則に別段の定めのある場合を除き、当社は、運賃の追加收受なしに、当該旅客の航空券を、同じ到達地まで空席のある最初の当社航空便について有効な航空券として扱います。</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 当社が、旅客の座席予約のある航空便の運航を取り消した場合。 (b) 当社が、<u>合理的な範囲を超えて航空便をスケジュールどおりに運航することができなかった場合。</u> (c) 当社が、航空便を旅客の出発地、到達地又は途中降機地に運航しなかった場合。 (d) 当社が、旅客の当社便への乗継をできなくした場合。 (e) 当社が、予約された便の座席を提供できなかった場合。 <p>2. 旅客が、旅行開始後の病気(ただし、妊娠を除きます。)のため座席が予約された航空便により旅行できない場合には、当社は、当該旅客の航空券を、次のいずれかの航空便について有効な航空券として扱うことがあります(ただし、当該航空便について有効な航空券として扱うことが、旅客の支払った運賃に適用になる当社規則で禁止されていないことを条件とします。)</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 当社規則に別段の定めのある場合を除き、正当な診断書に記載された旅行再開可能日以降空席のある同じ到達地までの最初の当社航空便。 (b) 又は空席のある最初の当社航空便の運航日から7日以内に運航されるいずれかの同じ到達地までの当社航空便。

第6条 運賃及び経路

G) ポイント

1. 旅客は、運賃、料金、税金、手数料の支払いにおいて、通貨に代えて、当社の定める換算率に従って、ポイントを利用することができます。
2. ポイントは、当社規則に別段の定めのある場合を除き、旅客本人に限り使用できます。
3. 旅客がポイントを利用するに当たっては、ポイント認証コードを当社に対して呈示又は申告しなければなりません。
4. 当社規則に別段の定めのある場合を除き、ポイントの有効期間は、ポイントの発行日から6ヶ月間有効です。
5. ポイントを現金に交換することはできません。

第7条 航空便の変更、運送不履行及び接続不能

B) 当社の都合による航空便の変更

1. 12条B項2号に定める場合を除き、当社が航空便を取り消した場合、正当な理由なく航空便をスケジュールどおりに運航することができなかった場合、予約した便の座席を提供できなかった場合、又は旅客が予約している当社航空便への接続を不能にした場合には、当社は、旅客の選択により、次のa又はbの措置を講じます。
 - (a) 空席のある当社の他の航空便での運送
 - (b) 13条C項に定める当社の都合による払戻しの条項に従った運賃の支払手段による払戻し又はポイント付与
2. 12条B項2号a～dに定める事由以外の事由によって、当社航空便の出発後において旅客の到達地又は途中降機地を変更した場合には、当社は旅客の選択により、次のa又はbの措置を講じます。
 - (a) 当社の選択する次のいずれかの輸送手段での旅客の到達地又は途中降機地への運送

第6条 運賃及び経路

G) ポイント

1. 旅客は、運賃、料金、税金、手数料の支払いにおいて、通貨に代えて、当社の定める換算率に従って、ポイントを利用することができます。
2. ポイントは、当社規則に別段の定めのある場合を除き、旅客本人に限り使用できます。
3. 旅客がポイントを利用するに当たっては、ポイント認証コードを当社に対して呈示又は申告しなければなりません。
4. 当社規則に別段の定めのある場合を除き、ポイントの有効期間は、ポイントの発行日から180日間有効です。
5. ポイントを現金に交換することはできません。

第7条 航空便の変更、運送不履行及び接続不能

B) 当社の都合による航空便の変更

1. 12条B項2号に定める場合を除き、当社が航空便を取り消した場合、合理的な範囲を超えて航空便をスケジュールどおりに運航することができなかった場合、予約した便の座席を提供できなかった場合、又は旅客が予約している当社航空便への接続を不能にした場合には、当社は、旅客の選択により、次のa又はbの措置を講じます。
 - (a) 空席のある当社の他の航空便での運送
 - (b) 13条C項に定める当社の都合による払戻しの条項に従った運賃の支払手段による払戻し又はポイント付与
2. 12条B項2号a～dに定める事由以外の事由によって、当社航空便の出発後において旅客の到達地又は途中降機地を変更した場合には、当社は旅客の選択により、次のa又はbの措置を講じます。
 - (a) 当社の選択する次のいずれかの輸送手段での旅客の到達地又は途中降機地への運送

- i 空席のある当社の他の航空便での運送
- ii 他の輸送機関での運送

(b) 13条C項に定める当社の都合による払戻しの条項に従った運賃の支払手段による払戻し又はポイント付与

3. 当社航空便に接続する旅客を運送する運送人が航空便をスケジュールどおりに運航せず又は当該航空便のスケジュールを変更したため、当該旅客が接続するために座席を予約しておいた当社の航空便に搭乗できなかった場合には、当社は、接続できなかったことに対して責任を負いません。

C) 当社及び旅客の都合以外の事由による航空便の変更

1. 当社は、12条B項2号a～dに定める事由によって、当社が航空便を取り消した場合、航空便をスケジュールどおりに運航することができなかった場合、予約した便の座席を提供できなかった場合、又は旅客が予約している、当社航空便への接続を不能にした場合には、当社の選択により、次のa又はbの措置を講じます。

- (a) 空席のある当社の他の航空便での運送
- (b) 13条D項に定める不可抗力等による払戻しの条項に従った運賃の支払手段による払戻し又はポイント付与

2. 当社は、12条B項2号a～dに定める事由によって、当社航空便の出発後において旅客の到達地若しくは途中降機地を変更した場合には、当社の選択により、次のa又はbの措置を講じます。

- (a) 次のいずれかの輸送手段での旅客の到達地又は途中降機地への運送
 - i 空席のある当社の他の航空便での運送
 - ii 他の輸送機関での運送
- (b) 13条D項に定める不可抗力等による払戻しの条項に従った運賃の支払手段による払戻し又はポイント付与

- i 空席のある当社の他の航空便での運送
- ii 他の輸送機関での運送

(b) 13条C項に定める当社の都合による払戻しの条項に従った運賃の支払手段による払戻し又はポイント付与

3. 当社航空便に接続する旅客を運送する運送人が航空便をスケジュールどおりに運航せず又は当該航空便のスケジュールを変更したため、当該旅客が接続するために座席を予約しておいた当社の航空便に搭乗できなかった場合には、当社は、接続できなかったことに対して責任を負いません。

C) 当社及び旅客の都合以外の事由による航空便の変更

1. 当社は、12条B項2号a～dに定める事由によって、当社が航空便を取り消した場合、**合理的な範囲を超えて**航空便をスケジュールどおりに運航することができなかった場合、予約した便の座席を提供できなかった場合、又は旅客が予約している、当社航空便への接続を不能にした場合には、当社の選択により、次のa又はbの措置を講じます。

- (a) 空席のある当社の他の航空便での運送
- (b) 13条D項に定める不可抗力等による払戻しの条項に従った運賃の支払手段による払戻し又はポイント付与

2. 当社は、12条B項2号a～dに定める事由によって、当社航空便の出発後において旅客の到達地若しくは途中降機地を変更した場合には、当社の選択により、次のa又はbの措置を講じます。

- (a) 次のいずれかの輸送手段での旅客の到達地又は途中降機地への運送
 - i 空席のある当社の他の航空便での運送
 - ii 他の輸送機関での運送
- (b) 13条D項に定める不可抗力等による払戻しの条項に従った運賃の支払手段による払戻し又はポイント付与

第13条 払戻し

C) 当社の都合による払戻し

1. 当社が航空便を取り消した場合、正当な理由なく航空便をスケジュールどおりに運航することができなかつた場合、旅客の到達地若しくは途中降機地に寄航しなかつた場合、予約された便の座席を提供できなかつた場合、旅客が予約を持っている当社の他の航空便への接続を不能にした場合、又は旅客が10条A項1号、2号、5若しくは9号のいずれかの規定により運送を拒否され若しくは降機させられた場合、当社は未使用航空券について、旅客の選択に従って運賃の支払手段による払戻し又はポイント付与を行います。その額については次のとおりとします。

(a) 旅行がまったく行なわれていない場合には、支払済みの運賃額。

(b) 旅行の一部が行われている場合には、次のうちいずれか高い額。

- i 旅行が中断された地点から航空券に記載又は記録された到達地若しくは途中降機地又は旅行を再開しようとする地点までの未使用区間に適用される運賃及び料金の相当額。ただし、当初の運賃の計算にあたり適用される割引がある場合には、その割引率により減額します。
- ii 支払済の運賃額と運送済みの区間に対する運賃額との差額。

D) 不可抗力等による払戻し

1. 当社は、12条B項2号a～dに定める事由によって、当社が航空便を取り消した場合、正当な理由なく航空便をスケジュールどおりに運航することができなかつた場合、旅客の到達地若しくは途中降機地に寄航しなかつた場合、予約された便の座席を提供できなかつた場合、又は旅客が予約を持っている当社の他の航空便への接続を不能にした場合に、当社は未使用航空券について、当社の選択に従って、運賃の支払手段による払戻し又はポイント付与を行います。その額については次のとおりとします。

第13条 払戻し

C) 当社の都合による払戻し

1. 12条B項2号に定める場合を除き、当社が航空便を取り消した場合、合理的な範囲を超えて航空便をスケジュールどおりに運航することができなかつた場合、旅客の到達地若しくは途中降機地に寄航しなかつた場合、予約された便の座席を提供できなかつた場合、旅客が予約を持っている当社の他の航空便への接続を不能にした場合、又は旅客が10条A項1号、2号、5若しくは9号のいずれかの規定により運送を拒否され若しくは降機させられた場合、当社は未使用航空券について、旅客の選択に従って運賃の支払手段による払戻し又はポイント付与を行います。その額については次のとおりとします。

(a) 旅行がまったく行なわれていない場合には、支払済みの運賃額。

(b) 旅行の一部が行われている場合には、次のうちいずれか高い額。

- i 旅行が中断された地点から航空券に記載又は記録された到達地若しくは途中降機地又は旅行を再開しようとする地点までの未使用区間に適用される運賃及び料金の相当額。ただし、当初の運賃の計算にあたり適用される割引がある場合には、その割引率により減額します。
- ii 支払済の運賃額と運送済みの区間に対する運賃額との差額。

D) 不可抗力等による払戻し

1. 当社は、12条B項2号a～dに定める事由によって、当社が航空便を取り消した場合、合理的な範囲を超えて航空便をスケジュールどおりに運航することができなかつた場合、旅客の到達地若しくは途中降機地に寄航しなかつた場合、予約された便の座席を提供できなかつた場合、又は旅客が予約を持っている当社の他の航空便への接続を不能にした場合に、当社は未使用航空券について、当社の選択に従って、運賃の支払手段による払戻し又はポイント付与を行います。その額については次のとおりとします。

<p>(a) 旅行がまったく行なわれていない場合には、支払済みの運賃額</p> <p>(b) 旅行の一部が行われている場合には、次のうちいずれか高い額。</p> <p>i 旅行が中断された地点から航空券に記載又は記録された到達地若しくは途中降機地又は旅行を再開しようとする地点までの未使用区間に適用される運賃及び料金の相当額。ただし、当初の運賃の計算にあたり適用される割引がある場合には、その割引率により減額します。</p> <p>ii 支払済の運賃額と運送済みの区間に対する運賃額との差額。</p>	<p>(a) 旅行がまったく行なわれていない場合には、支払済みの運賃額</p> <p>(b) 旅行の一部が行われている場合には、次のうちいずれか高い額。</p> <p>i 旅行が中断された地点から航空券に記載又は記録された到達地若しくは途中降機地又は旅行を再開しようとする地点までの未使用区間に適用される運賃及び料金の相当額。ただし、当初の運賃の計算にあたり適用される割引がある場合には、その割引率により減額します。</p> <p>ii 支払済の運賃額と運送済みの区間に対する運賃額との差額。</p>
<p>第18条 運送人の責任</p> <p>B) 責任の限度</p> <p>3. モントリオール条約以外の条約が適用される場合</p> <p>(a) 当社は、条約に定める国際運送で、当社が行う運送について、条約 22条1項の定めに従い、次のとおり同意します。</p> <p>i 当社は、条約17条にいう旅客の死亡又は身体の傷害に係わる損害賠償請求に関して、条約22条1項に基づき定められた各旅客に対する責任限度額を援用しません。ただし、後記iiに定める場合を除き、当社は、そのような損害賠償請求に関して、条約20条1項その他適用法令等の下で可能な抗弁権を放棄するものではありません。</p> <p>ii 当社は、条約17条にいう旅客の死亡又は身体の傷害に係わる損害賠償請求に関しては、裁判所が妥当と認定する弁護士費用を含めた訴訟費用を除く128.821SDRまでは、条約20条1項に定める抗弁権を援用しません。</p> <p>(b) この定めは、故意に損害を惹起し旅客の死亡又は身体の傷害をもたらした人より又はその人を代理して、若しくはその人に関して提起された損害賠償請求に関する当社の権利に影響を及ぼすものではありません。</p> <p>4. 上記3号以外の国際運送の場合</p>	<p>第18条 運送人の責任</p> <p>B) 責任の限度</p> <p>3. モントリオール条約以外の条約が適用される場合</p> <p>(a) 当社は、条約に定める国際運送で、当社が行う運送について、条約22条1項の定めに従い、次のとおり同意します。</p> <p>i 当社は、条約17条にいう旅客の死亡又は身体の傷害に係わる損害賠償請求に関して、条約22条1項に基づき定められた各旅客に対する責任限度額を援用しません。ただし、後記iiに定める場合を除き、当社は、そのような損害賠償請求に関して、条約20条1項その他適用法令等の下で可能な抗弁権を放棄するものではありません。</p> <p>ii 当社は、条約17条にいう旅客の死亡又は身体の傷害に係わる損害賠償請求に関しては、裁判所が妥当と認定する弁護士費用を含めた訴訟費用を除く151.880SDRまでは、条約20条1項に定める抗弁権を援用しません。</p> <p>(b) この定めは、故意に損害を惹起し旅客の死亡又は身体の傷害をもたらした人より又はその人を代理して、若しくはその人に関して提起された損害賠償請求に関する当社の権利に影響を及ぼすものではありません。</p> <p>4. 上記3号以外の国際運送の場合</p>

<p>(a) モントリオール条約が適用となる運送の場合、当社の手荷物責任限度は、旅客1人当たり1,288SDRを限度とします。</p> <p>(b) 上記aで定められた場合を除き、国際運送において、受託手荷物の運送についての当社の責任限度は、1キログラム当り17SDR(250フランス金フラン)とし、持込手荷物の運送についての当社の責任限度は、旅客1人当り332SDR(5,000フランス金フラン)を限度とします。</p> <p>(c) 上記a及びbに定められた限度額は、旅客が事前により高い価額を申告し、かつ、11条H項に従って従価料金を支払った場合は適用されません。この場合、当社の責任は、当該高額の申告価額を限度とします。いかなる場合にも当社の責任は、旅客が受けた実損額を超えることはありません。損害賠償請求にあたっては、旅客が損害額を証明しなければなりません。</p>	<p>(a) モントリオール条約が適用となる運送の場合、当社の手荷物責任限度は、旅客1人当たり1,519SDRを限度とします。</p> <p>(b) 上記aで定められた場合を除き、国際運送において、受託手荷物の運送についての当社の責任限度は、1キログラム当り17SDR(250フランス金フラン)とし、持込手荷物の運送についての当社の責任限度は、旅客1人当り332SDR(5,000フランス金フラン)を限度とします。</p> <p>(c) 上記a及びbに定められた限度額は、旅客が事前により高い価額を申告し、かつ、11条H項に従って従価料金を支払った場合は適用されません。この場合、当社の責任は、当該高額の申告価額を限度とします。いかなる場合にも当社の責任は、旅客が受けた実損額を超えることはありません。損害賠償請求にあたっては、旅客が損害額を証明しなければなりません。</p>
<p>附則 第1条 適用期日 この運送約款は令和6年10月27日から適用します。</p>	<p>附則 第1条 適用期日 この運送約款は令和6年12月28日から適用します。</p>